



# 三重県公報

令和6年1月12日 (金)

第 480 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
13	三重県県税条例の規定による個人の県民税の控除対象寄附金の指定	( 税 収 確 保 課 )	2
14	指定管理者の指定	( スポーツ推進課 )	2
15	同件	( 同 )	2
16	同件	( 同 )	3
17	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	( 長 寿 介 護 課 )	3
18	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	( 同 )	3
19	食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録	( 食 品 安 全 課 )	4
20	指定管理者の指定	( 農産物安全・流通課 )	4
21	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	( 道 路 管 理 課 )	4
22	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	( 同 )	5
23	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	( 同 )	5
<b>選 管 告 示</b>			
1	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	( 選 挙 管 理 委 員 会 )	6
2	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	( 同 )	6
3	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	( 同 )	6
<b>公 告</b>			
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	7
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	7
	同件	( 同 )	7
	建設業法の規定による営業の停止を命じた旨	( 建 設 業 課 )	8
	同件	( 同 )	8
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	8
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 管 財 課 )	9
	落札者を決定した旨	( 病 院 事 業 庁 )	12

<b>告 示</b>
------------

**三重県告示第 13 号**

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号）第 25 条の 2 第 3 号ホの規定により、次のとおり個人の県民税の控除対象寄附金を指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定年月日  
令和 6 年 1 月 12 日
- 2 控除対象寄附金の名称  
独立行政法人国立病院機構のうち、次に掲げる病院の事業に対する寄附金
  - (1) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重病院  
事務所の所在地 三重県津市大里窪田町 357 番地
  - (2) 名 称 独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院  
事務所の所在地 三重県鈴鹿市加佐登 3 丁目 2 番 1 号
  - (3) 名 称 独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター  
事務所の所在地 三重県津市久居明神町 2158 番地 5
  - (4) 名 称 独立行政法人国立病院機構 榊原病院  
事務所の所在地 三重県津市榊原町 777 番地
- 3 控除対象寄附金に係る申請者  
名 称 独立行政法人国立病院機構  
主たる事務所の所在地 東京都目黒区東が丘 2 丁目 5 番 21 号
- 4 控除対象寄附金の指定の有効期間  
令和 6 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで

---

**三重県告示第 14 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通 G スポーツの杜 鈴鹿）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通 G スポーツの杜 伊勢）の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を受けた団体  
所在地 鈴鹿市御菌町 1669 番地  
名 称 三重県スポーツ協会グループ  
代表者 公益財団法人三重県スポーツ協会 理事長 木平 芳定
- 2 指定した年月日  
令和 5 年 12 月 22 日
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

**三重県告示第 15 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営松阪野球場（愛称：ドリームオーシャンスタジアム）の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 指定を受けた団体  
所在地 鈴鹿市御菌町 1669 番地  
名 称 公益財団法人三重県スポーツ協会

代表者 理事長 木平 芳定

2 指定した年月日

令和 5 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 16 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県営ライフル射撃場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 指定を受けた団体

所在地 津市大門 10 番 1 号

名 称 三重県ライフル射撃協会

代表者 会長 中村 孝夫

2 指定した年月日

令和 5 年 12 月 22 日

3 指定の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 17 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2461290187	なな一る訪問看護ステーション	三重県伊賀市上阿波 2953	テキックス株式会社	令和 6 年 1 月 1 日	訪問看護
2470303740	Resora レントケアサポート	三重県鈴鹿市一ノ宮町 622-1	Resora 株式会社	令和 6 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2470303740	Resora レントケアサポート	三重県鈴鹿市一ノ宮町 622-1	Resora 株式会社	令和 6 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売
2470704269	株式会社スミナス 松阪事業所	三重県松阪市荒木町 174-10	株式会社スミナス	令和 6 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2470704269	株式会社スミナス 松阪事業所	三重県松阪市荒木町 174-10	株式会社スミナス	令和 6 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売
2472200845	福祉用具リバティ	三重県三重郡菟野町榑 937-2 レジデンス菟野 1B	合同会社リバティ	令和 6 年 1 月 1 日	福祉用具貸与
2472200845	福祉用具リバティ	三重県三重郡菟野町榑 937-2 レジデンス菟野 1B	合同会社リバティ	令和 6 年 1 月 1 日	特定福祉用具販売

**三重県告示第 18 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ スの 種 類
2461290187	なな一る訪問看護ステーション	三重県伊賀市上阿波 2953	テキックス株式会社	令和 6 年 1 月 1 日	介護予防訪問看護

2470303740	Resora レントケアサポート	三重県鈴鹿市一ノ宮町622-1	Resora 株式会社	令和 6 年 1 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470303740	Resora レントケアサポート	三重県鈴鹿市一ノ宮町622-1	Resora 株式会社	令和 6 年 1 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2470704269	株式会社スミナス 松阪事業所	三重県松阪市荒木町174-10	株式会社スミナス	令和 6 年 1 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2470704269	株式会社スミナス 松阪事業所	三重県松阪市荒木町174-10	株式会社スミナス	令和 6 年 1 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売
2472200845	福祉用具リバティ	三重県三重郡菟野町榑937-2 レジデンス菟野1B	合同会社リバティ	令和 6 年 1 月 1 日	介護予防福祉用具貸与
2472200845	福祉用具リバティ	三重県三重郡菟野町榑937-2 レジデンス菟野1B	合同会社リバティ	令和 6 年 1 月 1 日	特定介護予防福祉用具販売

**三重県告示第 19 号**

食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 14 条（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 48 条第 6 項第 3 号及び同令第 9 条第 1 項第 1 号の養成施設として、次のとおり登録しましたので、同令第 20 条第 1 号（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一見勝之

- 1 養成施設の名称及び所在地 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部医療栄養学科  
三重県鈴鹿市岸岡町 1001 番地 1
- 2 登録年月日 令和 5 年 12 月 22 日

**三重県告示第 20 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、三重県地方卸売市場の指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一見勝之

- 1 指定を受けた団体  
所在地 三重県松阪市小津町 800 番地  
名称 みえ中央市場マネジメント株式会社  
代表者 仲川 惠三
- 2 指定した年月日  
令和 5 年 12 月 21 日
- 3 指定の期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**三重県告示第 21 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一見勝之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南濃北勢線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
いなべ市北勢町二之瀬字高塚 1476 番 3 地先から	旧	24.0~45.4	45.8

いなべ市北勢町二之瀬字高塚 1476 番 1 地先まで	新	24.0~45.4	45.8
-----------------------------	---	-----------	------

第 2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 260 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 18 地先から 度会郡南伊勢町東宮字かとけ 2402 番 9 地先まで	旧	18.1~19.3	49.1
	新	18.6~31.9	49.1

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀勢インター線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町崎字横谷 1532 番 1 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1531 番 1 地先まで	旧	10.6~11.6	24.9
	新	11.4~12.3	24.9

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀勢インター線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町崎字横谷 1482 番 5 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1539 番 3 地先まで	旧	8.5~18.1	199.3
	旧新	7.8~11.6	179.3

三重県告示第 22 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 6 年 1 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 365 号	員弁郡東員町大字長深字屋敷 911 番 3 地先から 員弁郡東員町大字長深字東守 2522 番 9 地先まで	令和 6 年 1 月 16 日
県道 紀勢インター線	度会郡大紀町崎字横谷 1497 番 1 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1531 番 1 地先まで	令和 6 年 1 月 12 日
県道 鳥羽阿児線	鳥羽市相差町字大坂 2120 番 153 地先内	令和 6 年 1 月 12 日

三重県告示第 23 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 6 年 1 月 12 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	365 号	員弁郡東員町大字長深字屋敷 911 番 3 地先から 員弁郡東員町大字長深字東守 2522 番 9 地先まで	令和 6 年 1 月 16 日
県道	紀勢インター線	度会郡大紀町崎字横谷 1497 番 1 地先から 度会郡大紀町崎字横谷 1531 番 1 地先まで	令和 6 年 1 月 12 日

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

選 管 告 示

**三重県選挙管理委員会告示第 1 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
くわなのミライ市民行動	松 葉 直 之	松 葉 直 之	桑名市東正和台 2-10-18	令和 5 年 11 月 29 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党松阪支部	岡 田 嘉 典	会計責任者	長 野 操	中 西 八	令和 5 年 12 月 11 日	政党
立憲民主党三重県第 2 総支部	下 野 幸 助	主たる事務所	鈴鹿市稲生西 3 丁目 14-1	鈴鹿市白子町 2977-1	令和 5 年 12 月 11 日	政党

**三重県選挙管理委員会告示第 2 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 61 号は、廃止します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

50 分の 1 の数 29,143

80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 282,139

**三重県選挙管理委員会告示第 3 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

令和 5 年三重県選挙管理委員会告示第 62 号は、廃止します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

選挙区名	3分の1の数
津 市	74,576
四 日 市 市	84,500
伊 勢 市・鳥羽市	39,227
松 阪 市	43,526
桑名市・桑名郡	39,388
鈴 鹿 市	52,859
名 張 市	21,304
東 紀 州	18,659
亀 山 市	13,113
いなべ市・員弁郡	19,065
志 摩 市	13,405
伊 賀 市	23,305
三 重 郡	18,131
多 気 郡	12,667
度 会 郡	11,982

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和6年1月12日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量及び水準測量）
- 2 作業期間  
令和5年12月20日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域  
桑名市多度町大鳥居、同市多度町南之郷及び同市今島

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年12月13日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和6年1月12日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業地域  
いなべ市北勢町麻生田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年12月26日に終了した旨、三重県熊野農林事務所長から通知がありました。

令和6年1月12日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
南牟婁郡御浜町大字中立

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 処分をした年月日  
令和 6 年 1 月 11 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
小川電気工事株式会社 代表取締役 椋本 恵理  
所在地 三重県名張市桔梗が丘 4-4-18  
許可番号 三重県知事許可（般-2）第 009263 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
  - (2) 停止を命ずる期間  
令和 6 年 1 月 25 日から同年 5 月 23 日までの 120 日間
- 4 処分の原因となった事実  
小川電気工事株式会社 元取締役 中井章仁は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）の罪により懲役刑の判決を受け、その刑が確定している。  
このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、下記の業者に営業の停止を命じたので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 処分をした年月日  
令和 6 年 1 月 11 日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号  
有限会社中嶋工業 代表取締役 中嶋 るり子  
所在地 三重県名張市富貴ヶ丘 3 番町 10  
許可番号 三重県知事許可（般-1）第 011302 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止
  - (1) 停止を命ずる営業の範囲  
管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
  - (2) 停止を命ずる期間  
令和 6 年 1 月 25 日から令和 7 年 1 月 24 日までの 1 年間
- 4 処分の原因となった事実  
有限会社中嶋工業 元代表取締役 中嶋孝一は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）の罪により懲役刑の判決を受け、その刑が確定している。  
このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当する。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 12 月 26 日	度会郡玉城町佐田字寺田 1210 ほか 1 筆	松阪市大黒田町 239 東和ホーム株式会社



		代表取締役 村林 明和
令和 5 年 12 月 26 日	いなべ市大安町大井田字野添 2323-3 ほか 10 筆	愛知県名古屋市中川区松ノ木町 1-46 東海高周波株式会社 代表取締役 廣瀬 雅弘
令和 5 年 12 月 26 日	いなべ市員弁町東一色字天皇 627-5 ほか 1 筆	愛知県名古屋港区八百島 1 丁目 1008 コー ポ美銀 101 伊藤 健志
令和 5 年 12 月 26 日	多気郡多気町相可字甘イ田 923-1 の一部ほか 10 筆	新潟県新潟市南区清水 4501-1 株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
令和 5 年 12 月 26 日	多気郡明和町大字上村字城堀 1309-30	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東谷 泰介

## 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 6 年 1 月 12 日

三重県知事 一 見 勝 之

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
三重県本庁舎で使用する電気（予定使用量）3,109,000 kWh
- (2) 購入物品の特質等  
購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 使用期間  
令和 6 年 4 月 1 日（月）0 時から令和 7 年 3 月 31 日（月）24 時まで
- (4) 需要場所  
三重県津市広明町 13 番地 三重県本庁舎
- (5) 業種及び用途  
官公署（事務所）
- (6) 供給計画等  
調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

### 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
  - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
  - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
  - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
  - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
  - エ 令和 5 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。
  - オ 小売電気事業者（電気事業法第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

### 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

#### 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年2月1日（木）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格保有者であることを証明する書類  
なお、新たに令和5年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第6条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第5条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

#### 【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班  
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016

- (5) 供給実績があることを証明する書類
- #### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部管財課管財班 担当 上田  
電話 059-224-2135 ファクシミリ 059-224-2111 電子メール kanzai@pref.mie.lg.jp

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年2月22日（木）まで調達システムにより提供します。

##### (5) 入札参加資格確認結果の通知

令和6年2月9日（金）までに通知します。

##### (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年2月22日（木）14時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで提出してください。

提出締切日時 令和6年2月22日（木）14時

なお、入札書は令和6年2月13日（火）から同月22日（木）14時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県総務部管財課管財班  
案件名 三重県本庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年2月22日(木)14時30分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部管財課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含めた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額(税抜き)欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

また、入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札参加者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続(平成26年三重県告示第292号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、三重県政府調達苦情検討委員会に苦情の申立てがあり、同委員会が契約締結の停

止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本件入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :  
Electricity (approx. 3,109,000kWh) to be used in the main buildings of the Mie Prefectural Government Office
- (2) Supply period:  
From 0:00 A.M. on Monday, April 1, 2024 to 12:00 P.M. on Monday, March 31, 2025.
- (3) Supply place:  
Main buildings of the Mie Prefectural Government office
- (4) Bid Submission Deadline  
(Electronic submission via the internet)  
Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Thursday, February 22, 2024.  
(Submission by registered mail)  
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, February 13, 2024 and 2:00 P.M. on Thursday, February 22, 2024.
- (5) Date and Time for the Open Bidding :  
The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:30 P.M. on Thursday, February 22, 2024.
- (6) Managing Authority :  
Property Management Division, General Affairs Department, Mie Prefecture  
13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan  
TEL:059-224-2135

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和6年1月12日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

1	物品等の名称及び数量	X線透視撮影装置一式の購入
2	担 当 部 局	三重県津市広明町13番地 三重県病院事業庁 県立病院課 企画・財務班
3	落 札 者 決 定 日	令和5年11月7日
4	落 札 者	三重県伊勢市小木町478番地1 株式会社中辻大誠堂 代表取締役 三宅 努
5	落 札 金 額	入札価格 39,950,000 円 契約金額 43,945,000 円
6	決 定 手 続	一般競争入札
7	入 札 公 告 日	令和5年9月22日

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---